

指名停止に関する報告書（様式第 8 号）の提出要領

長崎県広報課

- 1 提出が必要な場合
国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けたとき。

- 2 提出書類
指名停止に関する報告書（様式第 8 号）及び指名停止機関から通知された指名停止文書の写し

- 3 その他
指名停止の開始の日から起算して 15 日（15 日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第 43 号）第 1 条各号に掲げる休日に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に提出すること。